

大阪、昭55不42、昭56. 3. 10

## 命 令 書

申立人 総評全国一般大阪地方連合会  
大阪木村コーヒー店労働組合

被申立人 株式会社大阪木村コーヒー店

## 主 文

- 1 被申立人は申立人組合の組合員A 1 に対して、昭和54年12月 6 日付け出勤停止処分がなされなかったものとして取り扱わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合に対して下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当社は貴組合の組合員A 1 氏に対し昭和54年12月 6 日付けで3 日間の出勤停止処分を行いました。この行為は労働組合法第7 条第1 号及び第3 号に該当する不当労働行為であることを認め、今後かかる行為を繰り返さないことを誓約します。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者

- (1) 被申立人株式会社大阪木村コーヒー店（以下「会社」という）は、肩書地に本店及び大阪支店を、尼崎市に工場を、京都市ほか7 市にそれぞれ出張所を置き、コーヒー豆の加工・販売等を営んでおり、従業員は本件審問終結時、約100名である。
- (2) 申立人総評全国一般大阪地方連合会大阪木村コーヒー店労働組合（以下「組合」という）は、会社の従業員で組織する労働組合であり、組合員は本件審問終結時、26名である。

#### 2 本件出勤停止処分等について

- (1) 組合の副委員長A 2、書記長A 3 及び代議員A 4 が昭和51年に解雇されて以後、執行委員A 1（以下「A 1」という）は大阪における組合の中心的活動家であり、現在に至っている。
- (2) 54年10月29日から同年12月 5 日まで、会社はA 1 の就労を妨害するとともに、職場離脱、職務放棄等を理由にA 1 に警告書を発した。この件について当委員会は組合の申立てに基づき審査の結果、56年2月 2 日組合の弱体化等を企図した不当労働行為であるとして会社に警告書の撤回等を命じた〔54年（不）第69号〕。
- (3) 54年12月 6 日午前8 時半ごろ、A 1 が組合員とともに朝礼の行われる本社事務所へ入ろうとすると、会社職制らは実力でA 1 らを追い出した。朝礼後の午前8 時40分過ぎ、

A 1 が自席に着こうとしたところ、A 1 の机といすが常務取締役 B 1（以下「B 1 常務」という）の前に移動されていた。

A 1 は、机といすをもとへ戻すよう量販課長 B 2（以下「B 2 課長」という）に要求したが、同課長は、「邪魔だ。B 1 常務のところへ行って11月29日などの職場離脱等について報告しろ」との旨言いながら、段ボール箱で A 1 を追いやった。ちなみに、11月29日の事件は、B 1 常務らが A 1 に暴力を加え全治 3 日の負傷をさせたものである。

そこで A 1 は、B 2 課長に対して、「あほなことはやめてください」と言って抗議した。すると、B 1 常務や業務推進部長 B 3 が A 1 のところへかけ寄ってきて、「今 B 2 課長に『あほんだら』と言うたやろ、課長に謝まれ」と強く迫ったが、A 1 は事実と反するとして応じなかった。

- (4) 同日、会社は A 1 に対し、B 2 課長に「あほんだら」と罵声を浴びせて同課長を侮辱し、指示命令に反抗した件について全く反省していないことを理由に、就業規則第45条に基づき謝罪するよう文書で注意するとともに、同12月6日午前10時以降同月10日までの3日間（8日は土曜休日、9日は日曜）出勤停止処分に付する旨文書で命じた。

同日、組合は、出勤停止処分はあらぬ事実をデッチあげて行ったものであり、A 1 は今後も出勤し就労するので不当な妨害をしないよう文書で会社に抗議した。

なお会社は、上記出勤停止処分に伴い A 1 の12月分の賃金から2,440円をカットした。

- (5) 12月11日以後同月18日まで、会社は、B 1 常務の前の机で A 1 に12月5日と同様ことさらに必要でない仕入帳の再計算の仕事をさせ、同月19日朝に至って A 1 の机といすをもとに戻した。

## 第2 判断

- (1) 組合は、本件出勤停止処分は、54年（不）第69号事件でも明らかなおおりに、組合の団結の中心的存在である A 1 を切り崩すことにより組合の弱体化をねらった不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、上司に対して「あほんだら」と罵声を浴びせた社員に対し出勤停止処分を行うのは当然であって、A 1 に対する本件処分は何ら不当労働行為でないと主張する。

- (2) 前記認定によれば、A 1 が B 2 課長に「あほんだら」と罵声を浴びせた事実は認められない。したがって、A 1 の発言等を理由とする会社の出勤停止処分は根拠のない事実に基づくものである。

仮に A 1 が「あほんだら」という不穏当な発言をしたとしても、そのことをもって3日間の出勤停止処分に付することは酷に過ぎると言わざるを得ない。

結局、会社の上記処分は、会社が組合の中心的活动家である A 1 に焦点をあて見せしめ効果をおねらい、前記警告書の延長上の処分として A 1 に対して出勤停止処分を行うことにより組合の弱体化を企図したものと考えられるのであって、かかる会社の行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和56年3月10日

大阪地方労働委員会

会長 後 岡 弘